

袖ヶ浦市老人福祉会館

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市老人福祉会館

袖ヶ浦市飯富 2 4 9 7 番地 1

(2) 設置目的

老人等に対し憩いの場を提供し、老人等の福祉の増進を図る。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市老人福祉会館の利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦市老人福祉会館の利用料金の収納に関する業務

ウ 袖ヶ浦市老人福祉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市老人福祉会館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦市老人福祉会館は、袖ヶ浦公園に隣接した自然豊かで閑静な環境に立地し、高齢者等の福祉の増進を図るために昭和 5 3 年に設置した施設である。本施設は、大広間をはじめ、和室や多目的室など高齢者の各種サークル活動として高齢者の憩いの場として利用されているが、設立から 4 0 年以上経過し、老朽化が進行している。

今回の指定管理期間満了に伴う更新にあたっては、本施設の機能移転等を含めた今後のあり方を検討するため、指定管理者が変更になった場合は、指定管理者の運営ノウハウの習熟度が図れず業務に支障を来すおそれがあることから、本施設は管理運営業務のノウハウを培った団体が適当である。

以上により、現指定管理者の公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センターを指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター
所 在 地	袖ヶ浦市飯富 1 6 0 4 番地
設立年月日	平成 4 年 4 月 1 日
資 本 金	—

従業員数	248人（事務局10人・会員238人） ※ 令和5年11月1日時点
主たる業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時的就業かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。 2 臨時的就業かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。 3 高齢者に対し、臨時的就業かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。 4 高齢者のための臨時的就業かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。 5 上記に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。 6 その他目的を達成するため必要な事業を行うこと。

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

- ア 予約制度を採用し多くの市民が平等に利用できるよう配慮する。
- イ 利用目的にあった適切な利用ができるよう案内する。
- ウ 利用者増加を図るための広報活動を行う。
- エ 施設の適正かつ安定的な維持管理を行う。
- オ 個人情報の取扱いには十分留意し、適切な管理及び保護のため措置を講じる。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和6年度 8,256千円

令和7年度 8,256千円

令和8年度 8,256千円

5 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

募集に係る以下の項目を示し、非公募による指名を行った。

ア 募集要項の配布 令和5年7月3日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 令和5年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和5年7月21日から同月25日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 令和5年8月29日から同月31日まで

(2) 審査方法及び選定結果

令和5年10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第17号。以下「指定手續条例」という。)第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適格性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認められたため、公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センターを指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市老人福祉会館の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市老人福祉会館【非公募】

応募団体：公益社団法人 袖ヶ浦市シルバー人材センター

施設所管課の評価点数	196点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適正	非適正
	10名	0名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価 点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5 条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	24
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該施 設の効用を最大限に 発揮させ、その管理を 効率的、かつ、効果的 に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第5 条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市 が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図るた めの具体的な手法	9		0	3	6	9	6
	ウ サービスの向上を図る ための具体的な手法及び当 該施設の効用を最大限に 発揮させるための手法	31		0	17	24	31	20
	エ 施設の維持管理の内容、 適確性及び実現の可 能性	20		失格/0	12	16	20	16
	オ 管理に係る経費の縮減 効果	25		失格	3	20	25	4
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第5 条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	16
	イ 安定的な運営が可能と なる人的能力	30		0	18	24	30	24
	ウ 安定的な運営が可能と なる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	32
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	6
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5 条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	8
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	16
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	8
合	計	275	275	失格	149	218	275	196

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、縮減効果に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数
(149点)以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。